

II 予備電力（予備線）

各月の料金は、基本料金および電力量料金の合計とする。ただし、電力量料金は、燃料費調整によって算定された燃料費等調整額を差し引いたものまたは加えたものとする。

1 基本料金

基本料金は、電気の使用の有無にかかわらず、1月につき次のとおりとする。

契約電力1キロワットにつき	円 銭
---------------	-----

2 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量につき、常用線の該当料金を適用するものとし、常用線とあわせて算定する。

3 力率割引および割増し

力率割引および割増しはしない。ただし、常用線の力率割引および割増しの適用上、予備電源によって使用した電気は、原則として常用線によって使用した電気とみなす。